



ふくやま
東西北警察署

管内犯罪情報通信

2014.
3. 6
特別号

発信元 東学区防犯組合

～広島県警本部（犯罪情報官速報）より～

こうして見事に外貨取引詐欺を撃退しました！！ あっぱれおばあちゃんの顛末記

今年1月下旬頃のある日、市内の一般世帯の家に電話がかかってきました。たまたま近くにいたその家のおばあちゃん（60歳代）が電話をとると、男性の声で次のような話をしてくれました。



相手男性「〇〇さん（おばあちゃんの実名）宛の金融商品（利殖）案内の封書が届いていませんか」
おばあちゃん「そのような封書は来とりゃあしませんで」
相手男性「そうですか、まだ届いていませんか。でも近日中には必ず届くはずですが、この案内はごく限られた人だけに発送している貴重な案内ですから大切に保管しておいて下さい」

それから数日後、おばあちゃん宛に一通の封書が送られてきました。おばあちゃんが開封してみたところ、中には金融商品（利殖）関連のパンフレット等が入っていました。するとそれを見計らったかのように、その日の内に先日の男性から電話がかかってきました。



相手の男性「封書の内容をご覧になってお解りだと思います。これは大変有利な商品で申し込みも後を絶ちませんが、この商品の売買対象は個人様のみですので、私達の会社（法人）では買うことができないのです。是非、欲しい商品なので今回あなたの名義を貸して頂いて購入したいと考えています。勿論、お礼は十分にさせていただきますからよろしくお願ひします。」

おばあちゃんはお金を払うわけでもないし、名前を貸すだけなら・・・と軽い気持ちで「了解」する旨の返事をしました。

ところが、それから数日後の昼下がり、証券会社を名乗る男から電話がかかってきました。



証券会社「先日、あなた名義で申込金500万円の振り込みがありました。書類上不審な点があります。本当に〇〇さんあなたが振り込まれましたか？もし他の人が名前を使って代わりに振り込んだのなら名義貸しとなり、法律に違反していますので高額な罰金を払わなければなりません。これを回避するには、あなたが直接500万円を振り込まなければなりません。振込先は〇〇銀行一〇〇〇〇宛です。」

と言って申込金を騙し取ろうとしました。

困ったおばあちゃんは、以前から取引のあった銀行であれば、金融商品のトラブルに詳しいと思いつき、すぐに銀行へ走りました。そこでそれまでの経過を話し相談したところ、銀行はすぐに詐欺と判断して警察署へ通報したため、被害を未然に防止することができました。

～この件での大事なポイント～

☆相手の電話を鵜呑みにせず冷静に判断できたこと。

☆おばあさん一人で判断せず、他（今回は銀行）に相談したこと。



詐欺犯人は次々に新しい手口を考えて皆さんの大切な財産を狙ってきます。すこしでも不審に感じたら迷わず警察へ通報して下さい。